

2 令和8年の市町村計画変更（農用地利用計画からの除外）にあたっての影響緩和措置の要否について

国の農業振興地域整備基本指針が令和7年6月27日に改定されたことに伴い、農用地面積の確保について、より厳格な基準により行うこととなりました。

このため、以下の2基準により、目標の達成状況を確認し、目標を越える減少となっていた場合には、農用地の減少を進行させないために、市町村が農業振興地域整備計画を変更し、農振農用地からの除外を行う場合に、県が同意するためには、転用面積に応じた農振農用地への編入を行う影響緩和措置について実施計画を示すことを求めることとなります。

（1）ストック管理（令和17年の目標面積27,771haを基準とした管理）

毎年12月末現在の県内の農振農用地面積合計と、目標面積を比較します。

※県内面積の集計を翌年に行うため、現段階では不明のため、比較対象は、1年前の合計面積になります。

令和8年度は、令和6年12月末の合計面積と、鳥取県農業振興地域整備基本方針に規定している目標面積の比較を行います。

$$\begin{array}{rcl} \text{令和6年12月末の農振農用地面積} & - & \text{令和17年目標面積} \\ 28,650\text{ha} & - & 27,771\text{ha} & = & 879\text{ha} \end{array}$$

（2）フロー管理（1年間の一般転用許容面積6.85haを基準とした管理）

1年間の転用面積（個人住宅、企業による転用等の一般転用）が、令和2年から令和5年の平均を上回っていないか確認します。

令和2年～5年の平均転用面積	6.85ha	（次回見直しまで固定）
令和7年の転用実績面積	5.31ha	（令和7年1月から12月の実績）
比率	77.5%	

鳥取県は、両基準ともに目標を達成しており、令和8年の影響緩和措置は不要です。